

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>関税法関係</p> <p>担保提供書（C - 1090）</p> <p>(1) 個別担保の提供の場合は、「(平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間)に」を削除する。</p> <p>(2) 据置担保の提供の場合は、「平成 年 月 日に申告した輸入（納税）申告番号により」を削除した上、必要事項を記載する。</p> <p>(例) イ. 保全担保の場合 「私（当社）が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する<u>関税等の保全（通知番号_____）</u>のための担保を、下記のとおり提供します。」</p> <p>□. 保全担保と特例申告納期限延長に係る担保との併用担保の場合 「私（当社）が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する<u>関税等の保全（通知番号_____）</u>及び特例申告納期限延長のための担保を、下記のとおり提供します。」</p> <p>(3) 「担保の種類及び表示」欄には、提供した担保の内容を具体的に記載する。</p> <p>(例) イ. 保証人の場合 「保証書、保証人 銀行 支店」</p> <p>□. 金銭の場合 「金銭供託年月日 平成 年 月 日 供託番号 年度 証第 号 供託金額 金 円」</p> <p>(4) 「担保の金額」欄には、担保物件の価額を記載する。 なお、<u>保全担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかっこ書に、 保全担保に係る提供額を内書きで記載する。</u></p> | <p>関税法関係</p> <p>担保提供書（C - 1090）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 据置担保の提供の場合は、「平成 年 月 日に申告した輸入（納税）申告番号により」を削除した上、必要事項を記載する。</p> <p>(例) イ. <u>引取担保</u>の場合 「私（当社）が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する<u>引取り</u>のための担保を、下記のとおり提供します。」</p> <p>□. <u>引取担保</u>と特例申告納期限延長に係る担保との併用担保の場合 「私（当社）が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する<u>引取り</u>及び特例申告納期限延長のための担保を、下記のとおり提供します。」</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 「担保の金額」欄には、担保物件の価額を記載する。 なお、<u>引取担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかっこ書に、 引取担保に係る提供額を内書きで記載する。また、引取担保に係る提供額 を分割して登録する場合は、「引取担保に係る提供額の分割登録を希望す る」欄にチェックをしたうえで、引取担保に係る提供額を内書きで記載す る（分割登録された提供額については、引取担保以外の担保として使用で きない。）</u></p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (5) 「本税限度額」欄には、提供された担保について税関が担保価額の評価をした場合に、その金額を記載する。 (6) 保全担保の提供の場合には、「担保提供命令額」欄に、担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された額（変更の場合は、変更後の額）を記載する。 | (5) (同左) (6) 引取担保の提供の場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、輸入予定地における特例申告による納付見込額の合計額と、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額とのいずれか多い額に相当する額を記載する。この場合において、二以上の特定月に係る引取担保をまとめて一の担保物件により提供する場合は、当該担保物件に係る担保提供額の 2 分の 1 に相当する額の範囲で記載する。 |
| (7) 保全担保の提供があった場合には、担保預り証の「保全担保登録票番号」欄に、保全担保の担保登録票番号を記載する。 | (7) 引取担保の提供があつた場合には、担保預り証の「引取担保登録票番号」欄に、引取担保の担保登録票番号を記載する。 |
| 輸出申告書（C - 5010） | 輸出申告書（C - 5010） |
| <申告書下段の記載要領> 「個数、記号、番号」の欄の記載方法（省略） 「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係の欄の記載方法（省略） 「保税運送」の欄の記載方法（省略） 「添付書類」の欄の記載方法（省略） その他の欄の記載方法 (1) 「許可年月日」の欄及び「積込年月日」の欄は、輸出許可後又は船積確認後（関税定率法又は関税暫定措置法関係減免戻税貨物、内国消費税免税貨物、その他税關において取締上特に必要と認める貨物に限る。）それぞれ速やかに記入し整理する。 (2) 「通関士記名押印」の欄は、当該輸出申告書について審査を行った通關士名を「通關士」と記載（又はゴム印）し、同人の印鑑を押なつする。 | <申告書下段の記載要領> 「個数、記号、番号」 「「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係」の欄の記載方法 「保税運送」の欄の記載方法 「添付書類」の欄の記載方法 その他の欄の記載方法 (1) 「許可年月日」の欄及び「積込年月日」の欄は、輸出許可後又は船積確認後（関税定率法又は関税暫定措置法関係減免戻税貨物、内国消費税免税貨物、その他税關において取締上特に必要と認める貨物に限る。）それぞれ速やかに記入し整理する。 (2) 「通關士記名押印」の欄は、当該輸出申告書について審査を行つた通關士名を「通關士」と記載（又はゴム印）し、税關に登録済みの同人の印鑑を押なつする。 |
| 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C - 5020) | 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C - 5020) |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>輸入（納税）申告書の記載要領</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>「通関士記名押印」の欄は、「通關士」と記名（ゴム印でもよい。）し、印鑑を押なつする。</p> <p><関税法第 7 条の 2 の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p>(1) 輸入（引取）申告</p> <p>イ 特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」を「輸入（引取）申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで表示する。</p> <p>ロ 輸入（引取）申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例:11111-A）。</p> <p>なお、以下の項目については、記載を要しない。</p> <p>(1) 申告書中段の関税に関する欄のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 「税率」欄 「関税額」欄 「减免税条項適用区分」欄 「税額合計」欄 <p>(ロ) 申告書中段の内国消費税等に関する欄全部</p> <p>(ハ) 申告書下段のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 「評価申告」欄 「納期限の延長に係る事項」欄 「延長しない税額」欄 <p>なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有償で輸入される貨物については、仕入書その他の輸入取引に係る書類に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合にあっては契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第 59 条の 2 第 3 項に基づく価格を記載する。</p> | <p>輸入（納税）申告書の記載要領</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>「通關士記名押印」の欄は、「通關士」と記名（ゴム印でもよい。）のほか、税關に登録済みの印鑑を押なつする。</p> <p><関税法第 7 条の 2 の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p>(1) 輸入（引取）申告</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 輸入（引取）申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例:11111-A）。</p> <p>なお、以下の項目については、記載を要しない。</p> <p>(1)及び(ロ) （同左）</p> <p>なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有償で輸入される貨物については、仕入書その他の輸入取引に係る書類に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合にあっては契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第 59 条の 2 第 3 項に基づく価格を記載する。</p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>ては、関税法施行令第 59 条の 2 第 3 項に基づく価格を記載する。 また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄には、貨物の個数及び保全担保番号のみを記載する。</p> <p>八 以下の規定により輸入申告書に付記を行う場合は、申告書下段「添付書類」欄に「第 欄：関税定率法（又は関税暫定措置法）第 条第 項適用予定」と記載する。</p> <p>(1) <u>関税定率法施行令第 3 条第 2 項（同令第 3 条の 4 において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(ロ) <u>関税定率法施行令第 5 条の 2 第 2 項</u> (ハ) <u>関税定率法施行令第 13 条の 4</u> (ニ) <u>関税定率法施行令第 16 条第 3 項</u> (ホ) <u>関税定率法施行令第 16 条の 5 第 2 項</u> (ハ) <u>関税定率法施行令第 34 条第 2 項</u> (ト) <u>関税暫定措置法施行令第 23 条第 4 項</u></p> <p>二 <u>関税暫定措置法第 8 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に特恵関税を適用しようとする旨を記載する。</u></p> <p>(2) 特例申告</p> <p>イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C 5020)」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで表示する。なお、一括特例申告を行う場合には、上部余白に「一括」と追記する。</p> <p>ロ 特例申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-B）。なお、一括特例申告を行う場合には、輸入者符号の後に一括特例申告である旨のコード「C」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-C）。また、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「申告番号」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載し、一括特例申告を行う場合においては、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄に記入する。なお、「申告年月日」欄は 2 段書きとし、</p> | <p>また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄に特例輸入者承認番号、引取担保番号を記載する。</p> <p>(2) 特例申告 イ～ニ（同左）</p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日をかっこ書きで記載し、「蔵入、移入又は総保入先」欄には輸入許可年月日をかっこ書きで記載する。ただし、一括特例申告を行う場合には、当該輸入許可の日の記載を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書上段 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「船（取）卸港」欄 (ロ) 「積出地」欄 (ハ) 「船荷証券番号」欄 (ニ) 「蔵入、移入又は総保入先」欄 (ホ) 「船（取）卸港符号」欄 (ハ) 「船（機）籍符号」欄 (ト) 「貿易形態別符号」欄 <p>八 控除すべき税額がある場合には、申告書中段「関税額」欄中「減免税額」を「控除税額」と訂正のうえ当該欄に控除すべき税額を、当該欄以外の欄には控除後の関税額を記載し、「減免条項適用区分」欄のうち「符号」欄には統計基本通達別紙第 7 に規定する控除の旨を表す符号を記載する。</p> <p>二 関税暫定措置法第 8 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」（税関様式 P - 8210）の番号（例 P - 8210:No. ）を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第 50 条第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」（税関様式 P - 8220）又は「累積加工・製造証明書」（税関様式 P - 8230）の番号（例 P - 8220:No. ）を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第 31 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その旨（例 暫令 31 - 1 - 2 該当）を併せて記載する。</p> <p style="text-align: right;"><u>ホ 上記(1)八に規定する事項については、特例申告書の記載についても同様に留意する。</u></p> | |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（C - 5340）</p> <p>「積出港」の項には、輸出の場合は船積みをする本邦の港名、輸入の場合は船積みをした外国の港名を記載する。</p> <p>「（船（取）卸港）」の項には、輸出の場合は船（取）卸予定の外国の港名、輸入の場合は船（取）卸をした本邦の港名を記載する。</p> <p>「価格」の欄には、価格が判明している場合にのみ記載する。</p> <p>「申告年月日」及び「申告者住所氏名印」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載し、なつ印署名する。</p> | <p>輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（C - 5340）</p> <p>「積出港（船（取）卸港）」の項には、輸出の場合は船（取）卸予定の外国の港名、輸入の場合は船積みをした外国の港名を記載する。</p> <p>「価格」の欄には、価格が判明している場合にのみ記載する。</p> <p>「申告年月日」及び「申告者住所氏名印」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載し、なつ印署名する。</p> |
| <p>輸出（積戻し）差止申立書（C - 5640）</p> <p>「税関長」欄には、<u>申立先税関長名を記載する。</u></p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「認定手続を執る税関長」欄には、<u>輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關から除く税關がある場合には、当該税關名を二重線で消す。</u></p> <p>（以下省略）</p> | <p>輸出（積戻し）差止申立て書（C - 5640）</p> <p>「税関長」欄には、<u>輸出差止申立てを行う税関名を</u>で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>（同左）</p> |
| <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5642)</p> <p>「税関長」欄には、<u>申立先税関長名を記載する。</u></p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「認定手続を執る税関長」欄には、<u>輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關から除く税關がある場合には、当該税關名を二重線で消す。</u></p> <p>（以下省略）</p> | <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5642)</p> <p>「税関長」欄には、<u>輸出差止申立てを行う税関名を</u>で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>（同左）</p> |
| 輸入差止申立書（C - 5840） | 輸入差止申立て書（C - 5840） |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>「税関長」欄には、<u>申立先税関長名を記載する。</u> 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。 <u>「認定手続を執る税関長」欄には、輸入差止申立て基づき認定手続を執るべき税關から除く税關がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</u> （以下省略）</p> <p>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5842)</p> <p>「税関長」欄には、<u>申立先税関長名を記載する。</u> 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。 <u>「認定手続を執る税関長」欄には、輸入差止申立て基づき認定手続を執るべき税關から除く税關がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</u> （以下省略）</p> <p><u>開庁時間外の事務の執行を求める届出書（C - 8000）</u></p> <p>「事務の種類及び件数」欄には、事務の種類（例えば、輸出申告、輸入申告の別。）及び当該種類ごとの件数を記載する。 <u>「事務の執行を求める時間」欄には、開庁時間外に税關の執務を求める予定の時間を記載する。</u> <u>「備考」欄には、開庁時間外に税關の執務を求める理由その他税關の執務の参考となる事項を記載する。</u></p> <p>（削除）</p> | <p>「税関長」欄には、<u>輸入差止申立てを行う税関名を</u>で囲む。 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5842)</p> <p>「税関長」欄には、<u>輸入差止申立てを行う税関名を</u>で囲む。 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>（新規）</p> <p><u>臨時開庁手数料軽減区域(新規・変更)届出書（C - 8035）</u></p> <p>新規に届出を行う場合には、様式中の「<u>変更</u>」を抹消（「<u>変更</u>」と訂正）し、届出内容の変更のための届出の場合には、様式中の「<u>新規</u>」を抹消（「<u>新規</u>」と訂正）する。 <u>「届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設</u></p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|---|
| | <p>（主要なもの）の名称及び所在地」欄には、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする地方公共団体が設定する区域（以下この項において「届出区域」という。）に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設（以下この項において「港湾施設等」という。）であって主要ものの名称及び所在地を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数（実績）」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、届出の日の属する年又はその年の前年までの過去 3 年間における各年のいずれかの年において 365 回以上ある場合に、それらのうち 365 回以上あるいずれかの年及びその年ににおける臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数（見込み）」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出区域が貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当することその他の事情を勘案して、届出の日の属する年又はその年の翌年以後 5 年間における各年のいずれかの年において 365 回以上あることが見込まれる場合に、それらのうち 365 回以上あるいずれかの年及びその年ににおいて見込まれる臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「上記見込みの合理的な基礎」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出の日の属する年又はその年の翌年以後 5 年間における各年のいずれかの年において 365 回以上客観的に見込まれることの合理的な基礎（例：届出区域の地域的特性、物流状況等を考慮した上で、法第 101 条第 5 項の規定の適用による臨時開庁手数料の軽減及び当該届出区域の他の施策の誘発効果等を含めた試算）を具体的に記載する。</p> <p>「届出区域を管轄区域とする税関官署の名称」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署の名称（当該税関官署が二以上ある場合には、該当する全ての税関官署の名称）を記載する。</p> <p>「備考」欄には、届出区域に所在する港湾施設等の説明、届出区域の範囲についての補足説明等について明瞭に記載するものとするが、これらの事項が記</p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (削除) | <p><u>載された文書、図面等の参考資料を添付することにより、その記載を省略することができる。</u></p> |
| <p><u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書（C - 9000）</u></p> <p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、<u>特定輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請</u>においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、<u>特定保税承認者の承認の申請</u>においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、<u>認定通関業者の認定の申請</u>においては、申請者が通関業の許可を受けているいづれかの税関長の職名を記載する。</p> <p>「<u>代理人</u>」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄は、<u>特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</u></p> <p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからハまでのいづれか・関税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいづれか・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからホまでのいづれか・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからホまでのいづれか・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからニまでのいづれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）</u>」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> | |
| | <p><u>臨時開庁承認に係る手数料の予納承認申請書（C - 8040）</u></p> <p>「<u>臨時開庁承認を行う税関官署名</u>」の項には、<u>手数料の予納の承認を受けたうえ臨時開庁承認を受けようとする税関官署の名称</u>を記載する。</p> <p>「<u>当該官署における月平均（過去 6 カ月）の臨時開庁承認件数</u>」の項には、<u>手数料予納の承認を受けようとする税関官署において過去 6 カ月間に臨時開庁の承認を受けた件数の月平均件数</u>を各別に記載する。</p> <p><u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書（C - 9000）</u></p> <p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、<u>特定輸入者及び特定輸出者の承認の申請</u>においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を記載するものとし、<u>特定保税承認者の承認の申請</u>においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を記載する。</p> <p>「<u>代理人</u>」欄には、<u>特定輸入者及び特定輸出者の承認の申請において、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称</u>を記載する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄に記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからハまでのいづれか・関税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいづれか・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからホまでのいづれか・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからホまでのいづれか・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからニまでのいづれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）</u>」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(1) 関税法第 7 条の 5 第 1 号ハ又は同法第 67 条の 4 第 1 号ニに係る範囲は、輸出手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載されることとなるので留意する。</p> <p>(2) 同法第 7 条の 5 第 1 号ニに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「關税等」という。）を滞納した事實として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</p> <p>(3) <u>特定保税承認者の承認申請にあっては關税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、特定保税運送者の承認申請にあっては同法第 63 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか、認定通關業者の認定申請にあって同法第 79 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれかについて記載する。</u></p> <p>「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄には、<u>關税法第 50 条第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通關業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</u></p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、<u>承認又は認定を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</u></p> <p>特例輸入者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、<u>特例申告を行う予定の官署名、特例申告を行う予定の貨物の定率法別表の項若しくは号の番号及び關税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有</u></p> | <p>(1) 関税法第 7 条の 5 第 1 号ハ又は同法第 67 条の 4 第 1 号ニに係る範囲は、輸出手続等を委任する通關業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。</p> <p>(2) 同法第 7 条の 5 第 1 号ニに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「關税等」という。）を滞納した事實として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</p> <p>「輸入關係帳簿及び書類の保存状況」には、備付け、保存している帳簿の名称、保存している書類の名称並びにそれぞれの保存年数を記載させる。この場合、当該帳簿書類が國税關係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認を受けているかどうかを併せて記載する。</p> <p>「許可を受けている保税蔵置場・保税工場の名称及び所在地」欄には、<u>法第 50 条第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</u></p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、<u>承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</u></p> <p>特例輸入者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、<u>輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等、税關手続を委託している通關業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名（当該通關業者が通關業法</u></p> |
| | |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>無、輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 2 の②のハに規定する法令遵守のための社内管理規制を整備している場合又は認定通関業者である場合にはその旨）、輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等（委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合は、その旨を含む。）について記載する。</p> | <p>基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 2 の②のハに規定する法令遵守のための社内管理規制を整備している場合にはその旨）、輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載する。</p> |
| <p>特定保税承認者の承認申請の場合は、会社概要、社内の組織、役員名及びその履歴、貨物管理業務に携わる担当者の氏名及び職名、承認申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場の名称、貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達 34 の 2 - 11 に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及びその業務委託に関する契約の内容等について記載する。</p> | <p>特定保税承認者の承認申請の場合は、会社概要、社内の組織、役員名及びその履歴、貨物管理業務に携わる担当者の氏名及び職名、承認申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場の名称、貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達 34 の 2 - 11 に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及びその業務委託に関する契約の内容等について記載する。</p> |
| <p>特定輸出者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号及び関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達 5 2 の②のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合にはその旨）、輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等（委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合は、その旨を含む。）について記載する。</p> | <p>特定輸出者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達 5 2 の②のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載する。</p> |
| <p>特定保税承認者の承認申請の場合は、関税法施行令第 55 条の 5 第 1 項第 2 号並びに関税法施行規則第 9 条の 5 第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する事項を記載する。</p> | |
| <p>認定通関業者の認定申請の場合は、関税法施行令第 2 号並びに関税法施行規則第 9 条の 5 第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に規定する事項を記載す</p> | |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>る。</p> <p>「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。</p> <p>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届（C - 9030）</p> <p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからホのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハ（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか、法第 67 条の 4 第 1 号イからニのいずれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p><提出の時期></p> <p>承認・認定に係る内容のうち、承認・認定を受けた者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人又は主要な従業者（規則第 1 条の 2 第 1 号イ若しくは第 9 条第 1 号イに掲げる責任者又は規則第 1 条の 2 第 2 号イ若しくは第 9 条第 2 号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則の内容（税関手続及貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認・認定を受けた者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> | <p>「承認申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。</p> <p>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届（C - 9030）</p> <p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからホのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハ（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか又は第 67 条の 4 第 1 号イからニのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p><提出の時期></p> <p>承認に係る内容のうち、承認者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人又は主要な従業者（規則第 1 条の 2 第 1 号イ若しくは第 9 条第 1 号イに掲げる責任者又は規則第 1 条の 2 第 2 号イ若しくは第 9 条第 2 号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則の内容（税関手続及び貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| □ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書 | □ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書 |
| 八 法令遵守規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則 | 八 法令遵守規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則 |
| その他 | その他 |
| 関税法基本通達 89 - 6 (3)に規定する教示は、次の表の第 1 欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる様式番号に係る書面を添付して行うものとする。 | 関税法基本通達 89 - 6 (3)に規定する教示は、次の表の第 1 欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる様式番号に係る書面を添付して行うものとする。 |
| 第 1 欄 | 第 2 欄 |
| 税関様式 C 第 1040 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1041 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1045 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1050 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1070 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1115 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1116 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1140 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 1175 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 3350 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 3360 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 3420 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5060 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 6000 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 6020 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 6040 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 5600 号 | 税関様式 C 第 7008 号 |
| 税関様式 C 第 5602 号 | 税関様式 C 第 7008 号 |

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------|-----------------|
| 税関様式 C 第 5622 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5624 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5636 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5658 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5664 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5800 号 | 税関様式 C 第 7008 号 |
| 税関様式 C 第 5802 号 | 税関様式 C 第 7008 号 |
| 税関様式 C 第 5822 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5824 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5836 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5838 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5858 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5864 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 5906 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 9020 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 9050 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 9080 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 9200 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 C 第 9360 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 C 第 9370 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 T 第 1005 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 T 第 1260 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 F 第 1282 号 | 税関様式 C 第 7009 号 |
| 税関様式 F 第 1300 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 V 第 1120 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |
| 税関様式 S 第 1025 号 | 税関様式 C 第 7007 号 |